

介護・障害分野の慰労金について

事業内容

利用者と接する職員に対し、慰労金として最大20万円を給付する。

	介護	障害
対象施設・事業所	介護保険の全サービス、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、生活支援ハウス	総合支援法、児童福祉法による障害福祉の全サービス
対象職員	対象施設・事業所に勤務し利用者と接する職員	

(給付額)

利用者に感染者が発生又は濃厚接触者である利用者に対応した施設・事業所に勤務し利用者と接する職員 (※)

- ※対象期間（令和2年1月26日から6月30日まで）に10日以上勤務した者であること
- ※一日当たりの勤務時間は問わない
- ※複数の事業所で勤務した場合は勤務日数を合算して計算する

(通所・施設系)
感染者・濃厚接触者発生日以降に勤務を行った場合
(訪問系)
感染者・濃厚接触者に実際にサービスを提供した場合
※いずれも一日でも要件に該当する

20万円

上記以外の場合

5万円

その他の施設・事業所に勤務し利用者と接する職員 (※)

5万円